

岐阜県公報

目次

農業振興地域の指定に関する告示の一部改正

(農業振興課)

ページ
一

告示

号外(4) 平成二十二年 八月二十七日

岐阜県告示第四百七十九号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十九年岐阜県告示第九十六号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

三 大垣地域の部を次のように改める。
三 大垣地域

大垣市の区域のうち、別図の青色で着色した区域
(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農業振興課及び西濃農林事務所
に備え置いて一般の縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百八十号

農業振興地域の指定に関する告示(昭和四十六年岐阜県告示第六百三号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

七 安八地域の部を次のように改める。
七 安八地域

安八町の区域のうち、別図の青色で着色した区域
(「別図」は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農業振興課及び西濃農林事務所

に備え置いて一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第四百八十一号

農業振興地域の指定に関する告示（平成十七年岐阜県告示第五百六十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

五 本巢地域の部を次のように改める。

五 本巢地域

本巢市の区域のうち、別図の青色で着色した区域

（別図）は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部農業振興課及び岐阜農林事務所
に備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成二十二年八月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター